

令和 8 年 8 月
林 野 庁

令和 9 年度 税制改正要望（林野関係）

- 1 軽油引取税の課税免除の特例措置の 3 年延長（軽油引取税）
- 2 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の 2 年延長（不動産取得税）
- 3 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3 年間、1/2）の 2 年延長（固定資産税）
- 4 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕の 2 年延長等（所得税・法人税）

【経産省等 4 省共管】

- 5 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（10%、資本金 3 千万円超の法人は 7%）〔中小企業経営強化税制〕の拡充等（所得税・法人税）

【経産省等 4 省共管】